

特例病床を有する診療所を承継により開設する場合、医療審議会への諮問等について（案）

（平成31年 月 日 大阪府医療審議会承認）

特定の病床等の特例の事務の取扱について 【抜粋】

（平成29年3月31日付け医政地発0331第4号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

規則第1条の14第7項第1項及び第2項の規定に該当する、～（略）～療養病床又は一般病床の設置については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認める場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

※「承継」の種別

1 相続

開設者（医師A）の親族（医師B）が、相続により診療所を承継

2 事業譲渡

① 開設者である医師が、当該診療所で働く他の医師に診療所を承継

② 開設者である医師が、当該診療所とは関係のない者（医師又は医療法人）に診療所を承継

③ 開設者である医療法人が、当該診療所で働く医師に診療所を承継

④ 開設者である医療法人が、当該診療所とは関係のない者（医師又は医療法人）に診療所を承継

3 医療法人化

開設者である医師が、医療法人を設立し、診療所を承継

【医療審議会への諮問等について（案）】

		診療所を切れ目なく開設		診療所 一時休止	備 考
		稼働病床	非稼働病床※1		
1	相続	○	●	●	
2 事 業 譲 渡	①	●	●	●	原則、特例病床の承継は認めていない。
	②	●	●	●	
	③	●	●	●	
	④	●	●	●	
3	医療法人化	○	●		

●：諮問（意見を聴く） ○：報告（保健医療協議会への協議等も不要）

※1 非稼働病床とは、過去1年間に1度も入院患者を収容しなかった病床のこと。